# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務 個人情報保護評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府知事

#### 公表日

令和7年3月28日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務				
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子、父子及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童及び被扶養者の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金等の貸付を行う事務である。 以上の事務を行うに当たり、基本4情報ほか、所得等の個人情報を扱う。				
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム 統合宛名システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
母子父子寡婦福祉資金に係る	ら情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番63				
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番88 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番42、125、161				
5. 評価実施機関における	5担当部署 				
①部署	京都府健康福祉部家庭・青少年支援課				
②所属長の役職名	京都府健康福祉部家庭・青少年支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部家庭・青少年支援課				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部家庭・青少年支援課				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>						
	いつ時点の計数か	令和6年4月 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		(選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満						
	いつ時点の計数か	令和6年4月 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし						

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書	] は、それぞれ重点:	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	<b>喜及び</b> : ■及び:	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット	ワークシステム	を通じた入手を除ぐ	<b></b> (。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か			]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	Æ			[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報排	是供ネットワークシ	ステムを通じた提供	を除く。)	ι :	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	続	[ ]接続	しない(入手)	[ ]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監査							
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外	部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	3					
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する							
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策						
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発       <選択肢>         1) 特に力を入れて(2) 十分である       3) 課題が残されて(3)						
判断の根拠	アクセス権限の付与を必要最小限の職員に限定している。						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 13	母子父子寡婦福祉資金貸付システム	母子父子寡婦福祉資金貸付システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 12	別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父母等に対して特別児童扶養手当を支給する事務である。	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父母等に対して特別児童扶養手当を支給する事務である。	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一 項番43	番号法第9条第1項 別表 項番63	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4②	(情報照会) 番号法 別表第二 項番63 (情報提供) 番号法 別表第二 項番20,30,87	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 項番88	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 5①	健康福祉部 家庭支援課	京都府健康福祉部 家庭・青少年支援課	事後	
令和7年3月28日	I 5②	京都府健康福祉部家庭支援課長	京都府健康福祉部家庭・青少年支援課長	事後	
令和7年3月28日	I 7, 8	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 都府健康福祉部家庭支援課	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 都府健康福祉部家庭・青少年支援課	事後	
令和7年3月28日	II 1	令和2年4月1日時点	令和6年4月時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2	令和2年4月1日時点	令和6年4月時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8	(新設)	人手を介在させる作業はない	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV 1 1	(新設)	アクセス権限の付与を必要最小限の職員に限 定している。	事後	評価項目の追加